

○ 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号厚生労働省老人保健福祉局長通知）（抄）

（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
<p>第一 一般的事項</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 職員の専従</p> <p>基準第6条（職員の専従）は、<u>職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないが、入所者の処遇の万全を期すために、養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであること。</u>したがって、養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。</p> <p>なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師（以下、「直接処遇職員」という。）については適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>第二 （略）</p> <p>第三 職員に関する事項</p> <p>1 職員数</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 用語の定義</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 「常勤」</p> <p>当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行</p>	<p>第一 一般的事項</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 職員の専従</p> <p>基準第6条（職員の専従）は、入所者の処遇の万全を期すために、<u>養護老人ホームの職員は当該施設の職務に専念すべきこととしたものであり、職員の他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではなく、また、当該養護老人ホームを運営する法人内の他の職務であっても、同時並行的に行われるものではない職務であれば、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で兼務することは差し支えないこと。</u>したがって、養護老人ホームは、職員の採用及び事務分掌を決定するに当たっては、この点に留意すること。</p> <p>なお、ただし書の規定は、直接入所者の処遇に当たる生活相談員、支援員及び看護師、准看護師（以下、「直接処遇職員」という。）については適用すべきではなく、また、その他の職員についても同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設に兼ねて勤務する場合等であって、兼務によっても入所者の処遇に支障をきたさない場合に限り適用すること。</p> <p>6～9 （略）</p> <p>第二 （略）</p> <p>第三 職員に関する事項</p> <p>1 職員数</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 用語の定義</p> <p>①・② （略）</p> <p>③ 「常勤」</p> <p>当該養護老人ホームにおける勤務時間が、当該養護老人ホームにおいて定められている常勤の職員が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。<u>ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す</u></p>

的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、養護老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、養護老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

④ (略)

(4)～(7) (略)

第四 (略)

第五 処遇に関する事項

1～7 (略)

8 生活相談員の責務 (基準第22条)

(1)・(2) (略)

(3) 同条第3項の生活相談員が置かれていない場合とは、定員30人以下で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けているときを指すものである。

9～15 (略)

る法律 (平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。) 第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、入所者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、当該施設に併設される他の事業の職務であって、当該施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の職員が勤務すべき時間数に達していれば常勤の要件を満たすものであることとする。例えば、養護老人ホームに特別養護老人ホームが併設されている場合、養護老人ホームの施設長と特別養護老人ホームの施設長を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間数に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

④ (略)

(4)～(7) (略)

第四 (略)

第五 処遇に関する事項

1～7 (略)

8 生活相談員の責務 (基準第22条)

(1)・(2) (略)

(3) 同条第3項の生活相談員が置かれていない場合とは、定員30人以下で、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けているときを指すものである。

9～15 (略)